

(個人用)

年 月 日

町田市長 様

氏 名

法 定 代 理 人

商号又は名称

氏 名

(法人である場合には、代表者の氏名)

届出者、法定代理人及び法定代理人の役員は、住宅宿泊事業法第4条第1号から第6号まで及び第8号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(参考) 住宅宿泊事業法第4条

次の各号のいずれかに該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない。

- 1 心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの (※)
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 第16条第2項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から3年を経過しない者 (当該命令をされた者が法人である場合にあっては、当該命令の日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該命令の日から3年を経過しないものを含む。)
- 4 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。)
- 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。第25条第1項第7号及び第49条第1項第7号において同じ。) が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人であって、その役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※ 令和元年9月13日国土交通省令・厚生労働省令第3号

精神の機能の障害により住宅宿泊事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者